)第三条第三項に相当する規定 五日付け自治能第六十五号。以下「勤務時間条例(案)」という。 [注1] 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(案)(平成六年八月	工会第一項第五号の条例で定める勤務の形態) 一号から第四号までに掲げる勤務の形態を除く 第一号から第四号までに掲げる勤務の形態を除く 第一号から第四号までに掲げる勤務の形態を除く 「勤務時間条例」という。)第○条第○項〔注は日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までに場合にあっては、人事委員会の定めるところににようとする期間に区分した各期間でとの期間(育児にようとする期間の全てを四週間ごとの期間(育児にようとする期間の全てを四週間ごとの期間(育児にようとする期間の全てを四週間ごとに区分するとようとする期間に区分した各期間でといめるところにに場合にあっては、人事委員会の定めるところにに場合にあっては、人事委員会の定めるところにに場合にあっては、人事委員会の定めるところにに関連に対した各期間では、人事委員会規則では、大事委員会規則では、大事を開き、というとは、大事委員会規則では、大事を関係で定める勤務の形態) 「一十四時間三十五分、十九時間三十五分、二十三時では、大事委員会の定めるところには、大事委員会の定めるところには、大事委員会規則では、対象すること。	改 正 後
)第三条第三項に相当する規定 五日付け自治能第六十五号。以下「勤務時間条例(案)」という。 〔注1〕職員の勤務時間、休暇等に関する条例(案)(平成六年八月	一号から第四号までに掲げる職員の区分に応じ、 一号から第四号までに掲げる職員の区分に応じ、 一号から第四号までに掲げる職員の区分に応じ、 「勤務時間が十九時間三十五分又は二十四時間三十五分又は二十四時間三十五時間二十五時間二十五時間三十五十五時間三十五分という。以下四時間三十五分とは二十四時間三十五分とは二十四時間三十五分とは二十四時間三十五分という。	現

_	2	_
---	---	---